

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

第95回 牛豚等疾病小委員会

農林水産省

食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会
第95回 牛豚等疾病小委員会

日時：令和6年1月30日（火）13：00～15：24

会場：農林水産省 消費・安全局 第1会議室

（Web会議併用）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- （1）フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
- （2）カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
- （3）その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1－1 フランスASFゾーニング評価書（案）概要版

資料1－2 フランスASFゾーニング評価書（案）詳細版

資料2－1 カナダASFゾーニング評価書（案）概要版

資料2－2 カナダの野生豚サーベイランスに係る追加情報

資料3－1 ランピースキン病防疫対策要領

資料 3－2 ランピースキン病侵入防止リーフレット

資料 3－3 ランピースキン病対策（概要）

午後1時00分 開会

○松尾国際衛生対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第95回牛豚等疾病小委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、急な御連絡にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は当部会の事務局を担当いたします、国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から挨拶申し上げます。

○安岡局長 消費・安全局長の安岡でございます。

本日も、委員の皆様方におかれましては、本当にお忙しい中お集まりを頂いて、大変ありがとうございます。そして、日頃から家畜衛生行政に御協力いただいて、本当に感謝しております。

第95回牛豚等疾病小委員会の開催にあたり簡単に御挨拶申し上げます。

本日の議題ですけれども、もう皆様、御承知のとおり、フランス及びカナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニングのリスク評価について、御議論いただきたいというふうに思っております。

また、最近の情勢でございますけれども、アフリカ豚熱が韓国で発生拡大しているという状況でございます。北からどんどん南に発生が拡大し、釜山において、野生イノシシの感染が出てきているということでございます。

野生イノシシで3,000件を超えるような発生が見られているといったような状況でございます。後ほど、この状況も簡単に御報告をさせていただきますけれども、そういった意味では、国内への侵入リスクが改めて高くなってきている状況だというふうに考えております。

さらに、入国者も、コロナ後、相当数戻ってきているということでございますので、農水省としては、まずはどうやって侵入を防止していくかということで、海外の発生状況を韓国含め、よく見ていくということとともに水際対策の徹底というのをしっかりやっていく。

さらには、国内のイノシシのサーベイランスの強化、さらには都道府県、市町村などの関係者における飼養衛生管理を基本とした発生予防対策を改めてしっかりしていきたいと思っております。

そういう中で、今世界においても、アフリカ豚熱が発生若しくは発生する可能性がある状況の中で、各国では、今日の話の、正にポイントですけれども、侵入リスクを制御しながら、同時に貿易への影響をできるだけ減らしていきたいというふうなことで、ゾーニングの適用の議論がいろんな国で活発になってきているところでございます。

本日の議題となっているフランスとカナダ、いずれもまだアフリカ豚熱の未発生国ということで、我が国にとっても学ぶべきところも多い国々でもあります。そうした中で、発生した際の措置など、リスク評価いただいておりますので、そのリスク評価の案を基にゾーニングの適用はどうかというのが本日の議題ということでございます。

本日もいつもと同様、委員の皆様には専門的な見地から御忌憚のない御意見、さらには活発な御議論をお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長　ありがとうございます。

報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなりますので、御退室をお願いいたします。

さて、現在、牛豚等疾病小委員会の委員数は10名であり、本日はウェブでの御出席も合わせて、現時点で8名の委員に御出席いただいております。

本日はウェブを併用してでの開催ということになりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。

先ほど、挨拶申し上げました局長の安岡でございます。

○安岡局長　どうぞよろしくお願いします。

○松尾国際衛生対策室長　審議官の熊谷でございます。

○熊谷審議官　よろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長　動物衛生課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長　どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長　それから、リスク分析班の中島でございます。

○中島課長補佐　よろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長　また、別途、参加する事務局の者もありますが、まず現時点ではこのメンバーでやっていきたいと思っております。

また、局長の安岡、それから課長の沖田でございますが、業務の都合上、途中で失礼さ

せていただきます。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は議事次第、委員名簿に加え、資料がございます。資料は1－1、1－2、2－1、2－2、3－1、3－2、3－3、資料については7点ございます。

届いていない資料や落丁等がございましたら、お申し付けください。

それでは、ここからの議事進行につきましては津田委員長にお願いしたいと思います。
津田委員長、よろしくお願いいたします。

○津田委員長 よろしくをお願いいたします。

時間が限られておりますので、円滑な議事の進行によりよく御協力いただきたいと思います。

まず、議事に入ります前に、最近の韓国におけるASFの発生について、事務局から報告があるようですので、御説明をお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 冒頭、挨拶で話もありましたように、ASFの発生状況、韓国の発生状況も含めて、御説明したいと思います。

まず、1つ目の資料、ウェブの方は今表示されている地図を御覧ください。

ASFについては、豚が感染する病気ということで、ワクチン、治療法がないといった疾病でございます。もともとはアフリカ、サハラ砂漠以南のイボイノシシでの発生ということでございましたが、昨今では、特に2007年に東欧のジョージアで確認されて以降、ドイツやベルギーといった西洋に広がり、ロシアにも行き、ウクライナにも行きということで、2018年には最大の養豚生産国である中国でも発生がしているということでございます。そうした中、昨年、韓国の釜山に入ってきているという状況でございます。

次のスライド、をお願いいたします。

韓国については、韓国の北部の京畿道と呼ばれる北東部にある地域から発生が確認されてございます。これが2019年9月でございます。ここで飼養豚で発生確認されて、現在、今月の18日も含めて40例での飼養豚での発生が確認されているという状況でございます。

一方、野生のイノシシでの発生というものもございまして、これについても地図の中で、深いグリーンで覆われている地域は野生のイノシシでの発生地域というところでございます。

これについては、同じように京畿道、北の方からどんどん南の方に発生が移動してきている、広がってきているという状況にありまして、昨年の12月、一番南に色づけられてい

る釜山で発生が確認されました。今月 1 月に入っては、その後、7 例が追加で確認されているということで、非常に発生地域が日本に近づいているという状況でございます。

こうしたこともあって、ASF のさらなる強化ということで、まずは水際の徹底としてフェリー等の船舶に対して船内アナウンス、これは昨年 5 月の口蹄疫のときから、一部やっていたところでありまして、引き続きお願いするという形で現在もお願いに行っているところでございます。また、航空機も機内アナウンスという形でお願いしておりますけれども、引き続き、この釜山での発生があるということで、改めてお願いしております。また、関係省庁にもこうしたアナウンスへの協力をお願いするという形でやってございます。また、釜山はフェリー埠頭が非常に近いところでの発生が見られたということでございますので、フェリー等で入港した旅客の靴底とか車両とか自転車のタイヤの消毒ということも始めてございます。

こういう水際対策の徹底もするとともに、今後、関係の都道府県、特に近い九州域内の、特に釜山からの便があるような都道府県とも話し合いを深めて、さらなる衛生管理体制はどのようにすればよいか、野生イノシシ対策はどのようにすればいいかということについて、協議をしているところでございます。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、これより本日の議題に入りたいと思います。

まず、事務局より、今日の議事次第の説明をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 本日の議事につきましては、議事 1 のフランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、事務局より説明させていただいた後、御審議をお願いしたいというふうに考えてございます。その後、議事 2 として、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスクの評価について、事務局から説明をさせていただき、その後、委員の皆様には御審議をお願いしたいというふうに考えてございます。

事務局からは以上でございます。

○津田委員長 それでは、議事 1 のフランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、事務局から説明をお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 では、議事 1 でございます。フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、御説明させていただきます。

主に、資料の1－1を用いて説明させていただきますので、お手元に御用意ください。

フランスについては、家畜豚、野生イノシシのいずれにおいてもアフリカ豚熱——今後、ASFと申し上げますが——ASFの発生が確認されていない状況ではございますが、発生に備えて、あらかじめゾーニング適用に係る協議を開始してございます。

本件については、令和2年8月31日の本委員会において、一度御議論いただいて、その際に、制限区域の設定方法、防疫措置等について、さらなる情報収集が必要、こうした御指摘、委員の皆様から頂いているところです。この点について、フランスに確認を取り、情報がまとまりましたので御説明させていただきます。

では、資料の1－1をお手元に御用意ください。

まず、ローマ数字Ⅰでございます。本件に係る背景を簡単に説明したものでございます。

フランスでは、先ほども説明しましたとおり、現在ASFの発生は確認されておられません。しかしながら、2018年9月、隣国のベルギーの野生イノシシでASFが発生し、さらにはそれがフランスとの国境から20kmの地点であったことから、フランス当局としては、ASFの侵入リスクが高まったと考え、万が一、フランスでASFが発生した際にも豚肉製品の輸出が継続できるよう、ASF発生時のゾーニングについて、2018年11月に要請があったものでございます。そのため、標準的手続に従い、質問票や現地調査を通じた情報収集を行い、本件に係るリスク評価を行いました。

まず、ヨーロッパ全体のASFの発生状況について、先ほどは世界全体と韓国について御説明しましたが、ヨーロッパについて御説明をさせていただきたいと思います。

資料1－1の12ページの参考の4というところを御覧ください。

最近の発生は、2020年にはギリシャ、ドイツ、2022年にはイタリアで発生が確認され、2023年にはクロアチア、スウェーデン、コソボといったところで発生が確認されています。今月には、モンテネグロの野生イノシシで発生が確認されています。

フランスと国境を接する国については、ドイツ、イタリアにおいて野生イノシシにおいて発生しております。

なお、ベルギーでは、2018年に野生のイノシシで発生が確認されておりますが、2020年10月に清浄化を達成してございます。

それでは、また1ページに戻っていただきます。資料に沿って説明いたします。

ローマ数字のⅡ、評価事項の1、フランスの獣医組織体制でございます。

農業・食料省の食品総局——以後はDGALと呼ばさせていただきますが——動物衛生

を所管しており、法令整備や政策決定を行っています。フランスの地方獣医行政機関として、県ごとに中央政府の出先機関が設置されておりまして、中央政府がプレフェと呼ばれる出先機関の長の任命を行ってございます。

2 ページ目に移ってございます。

県当局は、プレフェの統括の下、D G A L の政策に基づき、家畜衛生管理・防疫措置を実行することとされています。A S F 等の海外悪性伝染病の発生時には、警察等も含め、省庁横断的な対応を取ることとされています。

また、検査指導のため、訪問等の公的な業務に従事させるため、訓練を受けた民間獣医師を委託獣医師に認定する制度を有しており、現在、約 1 万4,700名の獣医師が認定されています。

法制度に関しては、農業海洋漁業規約という法律が家畜衛生を含む食品流通分野全体に関する国内法令として、疾病発生時の防疫対策、発生時の対応、通報義務、違反時の罰則等を規定しています。A S F 発生時の具体的な防疫措置やバイオセキュリティーの強化等については、D G A L の指針等で詳細が規定されています。

2 ページの 2、家畜豚の飼養状況、衛生管理状況及び A S F 対策について御説明いたします。

フランス全体における豚の飼養頭数は約1,080万頭です。その約 7 割が北西部に所在しています。

13ページの参考資料の 5 を御覧ください。

フランスにおいては、こういう形で特に北西部に分布している。上下左右でいうと、左斜め上といいますか、ここに密度が凝集されたような感じになっておりますが、ここで一番多いという形でございます。

では、戻っていただいて、2 ページ目。

また、戻っていただいて、フランスにおいては、農場を商用・非商用という飼養目的で分類してございます。商用農場は、日常的な衛生管理指導を行う衛生獣医師を指定することが義務づけられております。

なお、フランスには、バックヤード農場は約4,800戸ございまして、農場数ベースでは、フランス全体の約34%に当たります。

また、平時より、農場が遵守すべきバイオセキュリティー基準が法令で定められておりまして、2018年 9 月の隣国ベルギーでの A S F 発生を受けて、農場におけるバイオセキ

リティー強化に関する省令が施行されてございます。

これについては、14ページの参考資料の6を御覧ください。

これはベルギーの野生イノシシにおけるASF発生を受けて施行された、養豚農場のバイオセキュリティ強化を定める省令という形の概要でございます。

この省令の中で、農場ごとにバイオセキュリティプランを設定すること、農場内の立入り制限等を行うゾーンの設定をすること、農場への野生動物侵入防疫措置、死体処理のルール化ということが規定されてございます。

違反が確認された場合は、豚の出荷、入荷禁止、それから操業停止、こういったことが科されるということになってございます。

なお、この省令については非商用農場も対象となっておりますが、非商用農場では、まず商用農場の豚と完全に分離することが義務づけられている上で、一部の項目が適用除外となっています。資料の中では、線の中で非商用は免除となっているところがございますが、こうした項目については適用が除外されているということになってございます。

では、資料の3ページに戻っていただきます。

3のトレーサビリティ制度でございます。

国内法令により、フランスではペットも含め、1頭でも豚を飼養する所有者は飼養情報を登録する義務がございます。その情報はBDPORCというデータベースで管理されています。

また、フランスには、重要疾病発生時の疫学調査等で利用する防疫マッピングシステムが整備されています。このデータベースに登録された位置情報が、疾病発生時の移動制限措置の実施、こうしたことに利用できる形になっています。

豚の識別は耳標等によりなされ、個体情報や生体の移動についてもデータベースに登録するという形になってございます。

3ページ目の下の方でございますが、4番目、と畜場、食肉加工処理施設について御説明いたします。

現在、フランス国内には、豚の受入れが可能なと畜場が181施設ございます。そのうち、32施設が豚のみを受け入れています。と畜場では、県の公的獣医官が、日々のと畜前検査を行うとともに、と畜場工程全般を常時監督しています。

4ページでございます。

EU加盟国では、EU規則に基づき、全ての食品製造業者に対して、製品のトレーサビ

リティーの確保を義務づけしておりまして、万一、農場でASFが発生した場合でも、当該発生農場及び疫学関連農場に由来する豚の肉が含まれる可能性のある製品の品目名とロットの範囲を迅速に特定することが可能となっています。

4ページでございます。

5、野生イノシシの管理及びASF対策について御説明します。

フランスでは、全土に野生イノシシが分布してございます。これは、15ページの参考資料の7を御覧ください。

この青緑色で塗られているところが分布でございます。広く分布していることがよくお分かりいただけるかと思えます。

では、4ページに戻っていただきます。

野生イノシシの狩猟の管理は県の狩猟当局と狩猟連盟により行われておりまして、両者は協力し、年間狩猟計画を作成しています。狩猟に関する動物衛生や野生動物保護については、農業・食料省と環境省が共管する狩猟管轄当局、OFBが担当しておりまして、国レベルでの野生動物のモニタリングやサーベイランス、狩猟に関する政策決定を行っています。

狩猟者が死亡した野生動物を発見した場合は、県当局に通報するとともに採材を行っておりまして、死亡原因を究明する組織、野生動物疾病管理ネットワーク——以後SAGIRと申しますが——がOFBと全国狩猟連盟との共管で構築、運営されてございます。

狩猟された獲物は、検査資格を有する狩猟者によりまして、一次検査を行うことが義務づけられております。異状が認められた場合には、検査を実施した有資格者は、獲物を動かすことなく、直ちに県の動物衛生当局に通報する義務があります。

ベルギーにおけるASF発生の際には、国境地域にASFの侵入リスクに応じた地域区分を設定し、野生イノシシの移動抑制、積極的な狩猟による個体数の削減、イノシシの死体回収・検査による強化サーベイランス等の対策が講じられました。

16ページの参考資料の8を御覧ください。

この図の中で、ベルギー国境、北の方がベルギーでございまして、ベルギー国境沿いの白い部分が高リスクゾーン、ホワイトゾーンとして彼らは設定してございます。このエリアでは、イノシシの全頭殺処分を目標とし一般狩猟を禁止した上で、当局の管理下で軍の協力も得ながら、徹底的な狩猟が行われました。

緑の線ですが、緑の線は、ゾーンの内からイノシシの移動を抑制するために設置された

フェンスで、全長130km高さ150cmほどになってございます。

野生イノシシのSAGIRのネットワークによる検査実績は、これは17ページの参考の9を御覧ください。

この図に示されておりますが、2018年～2019年では、ベルギーの発生を受けて、ベルギー国境を中心に検査がされていますが、2022年のイタリア北部の野生イノシシでの発生やドイツ西側のフランス国境沿いでの家畜豚での発生を受けて、これらの国境エリアで多くの検査がされているということでございます。

では、5ページ、6番、国境検疫措置でございます。

EU域外から輸入については、フランス国内にある22か所の国境検疫ポイントにDGALが所管する動植物検疫所が設置され、動畜産物貨物の輸入検疫と税関による旅客検査が講じられています。

EU加盟国間では、人及び物の通行の自由がシェンゲン協定により守られているため、動畜産物の輸送に関しても国境管理措置は講じられないが、制限エリアからASFを広げるおそれのある物品を搬送する場合には、輸送元の加盟国政府が適切な拡大防疫措置を講じる義務を負っています。

フランスから第三国向けの輸出畜産物及び家畜豚生体の輸出証明書の発行は、県当局の公的獣医官が発行しています。

次、7番でございます。ASF診断の機能でございます。

フランス国内でのASF検査は、リファレンスラボラトリーであるANSES及び2か所の大臣認定検査施設でのみ実施されています。ASFの検査はEU規則及びWOAHマニュアルに準じて行われ、当局により認定された検査手法及び検査キットのみ用いられるという形で行われてございます。

次、8番目でございます。国内措置について御説明させていただきます。6ページでございます。

まず、(1)でございますが、野生イノシシにおけるASF発生時の対応は、省令及びDGALが作成した指針に定められています。感染エリアと観察エリアからなる制限区域の範囲については、専門委員会との協議を経て、野生イノシシの移動を制限する自然／人工の障害の有無、発生地域の森林の広さ、狩猟状況等といった発生地域の特徴や発生場所、国境付近なのか狩猟場内なのか等を考慮の上、DGALによって決定されるということになってございます。

制限区域においては、野生イノシシ及び家畜豚のサーベイランスの強化、野生イノシシや家畜豚とその製品の移動制限、狩猟を含む森林活動の制限、野生イノシシの減数、フェンスの設置、区域内の農場のバイオセキュリティ確認のための立入調査等が実施されます。

制限区域外においても、野生イノシシのサーベイランス強化がなされることになっております。発見された野生イノシシの死体は全て検査されるということになってございます。

野生イノシシでASFが発生した場合、サーベイランスの詳細は、18ページ、参考の10を御覧ください。

参考の10、野生イノシシでASFが発生した際の強化サーベイランス措置でございます。

野生イノシシでCSF、豚熱ですね、又はASFが発生した際のサーベイランスについては、4つのリスクレベルごとに実施内容が定められています。例えば、平時であればリスクレベル1となり、感染エリアはリスクレベル3として、轢死体も含めた全てのイノシシの検査や通常の狩猟でイノシシの死体も検査されることになっております。

それでは、資料1-1の6ページに戻っていただきます。

6ページの下の方、(2)家畜豚におけるASF発生時の対応について御説明いたします。

農場で家畜豚におけるASF感染を疑う症状等が確認された場合ですが、農場の規模、商用・非商用問わず、飼養者は直ちに衛生獣医師又は県当局へ通報する義務があります。7ページに移ってございますが、県当局・衛生獣医師は、農場への立入検査や情報収集等を行います。

当該事例の陽性が確定した場合、県当局により、制限区域——保護区域は3km、サーベイランス区域は10kmという形になってございますが——が設定され、発生農場の飼養豚は速やかに殺処分されます。その後、疫学調査が行われるという形になってございます。

制限区域においては、移動制限、区域内の全ての農場への衛生獣医師による立入検査、県当局による農場バイオセキュリティの評価が行われ、基準に満たない農場については殺処分、それから操業停止措置の対象になるという形になってございます。

引き続き、7ページでございますが、これまで御説明した内容を踏まえまして、Ⅲにまとめという形で記載をしております。

まず、フランスでは、中央と地方当局の連携を通じて、適切な人員や必要な資材の確保が図られ、防疫指針に定められた措置を実施する体制が構築されていると考えられました。

Ⅲのまとめの2パラ目でございます。農場の管理については、平時より農場が遵守すべきバイオセキュリティ基準が法令で定められ、違反すると動物の出荷・入荷の禁止や操業停止等が課されるということになってございます。

3パラ目でございます。1頭でも豚を飼養する者には所有者登録が義務づけられておりまして、国内の全ての養豚農場の登録情報及び豚の識別情報及び移動履歴をデータベースへ登録する義務がございます。

と畜場で加工された豚肉、豚肉製品は、EU規則に基づきまして、加工・流通業者にトレーサビリティの確保の義務が課されております。万一、家畜豚でASFが発生した場合には、発生農場及び疫学関連農場に由来する肉が含まれる可能性のある製品の品目とそのロットについて、範囲を特定するということが可能になってございます。

8ページでございます。

1パラ目でございますが、野生イノシシについては、平時の対策として、狩猟者と当局によって死亡野生動物を発見した際に、通報・採材及び死亡要因究明の取組、狩猟した全ての野生イノシシを対象とした有資格者による検査が行われております。

隣国ベルギーの野生イノシシでASF発生が確認された際には、ベルギー国境付近に接するフランス側で積極的狩猟による個体数の削減、脱走防止のためのフェンスの設置や死亡野生イノシシの検査等を実施するとともに、フランス全土で死亡野生イノシシを対象とした強化サーベイランスが実施され、さらに2022年のドイツ西側及びイタリアでの発生を受けて、国境地域における野生イノシシのサーベイランスが強化されております。

8ページ目の2パラ目でございます。フランスでは、国内でASF発生が確認された場合に迅速な対策が講じられるよう、国内法令、ASF防疫指針等が作成、整備されており、野生イノシシで発生した場合には、狩猟者による通報体制及びサーベイランス体制が整備されていること並びに隣国での発生を受けた措置の実績から、封じ込め対策を効果的に講じることは可能というふうに考えております。

家畜豚での発生の場合には、農場等の豚の飼養施設の登録情報が当局のデータベース上で管理されておりまして、豚の移動履歴も即時に確認が可能ですことから、疫学調査や移動制限等の防疫措置等を円滑かつ迅速に実施できる体制が整っています。

これらに加え、隣国での発生を受けて実施された農場調査、それからサーベイランス、バイオセキュリティ強化、こうした実績から、仮に発生があっても早期に封じ込めることが可能な能力を有していると考えました。

しかしながら、これまでにフランス国内でASFの発生はありませんことから、発生した際には、実際に講じた防疫措置やサーベイランス結果について、詳細な情報提供を求める必要があるというふうに考えております。

8 ページの後段です。以上のことから、フランスでは、ASFの発生を早期に摘発し、適切な感染防疫措置を講じるために必要な体制が確保されており、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合であっても、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えております。

一方、制限区域の設定の妥当性、それに基づく移動制限など、ASF発生時に実施される具体的な防疫措置の実効性には不確実性が残りますので、ASFが初めてフランスに侵入した際には、農林水産省はその発生事案に対して、実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受け、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、ゾーニング適用の可否について判断する必要があると考えております。

説明は以上でございます。

○津田委員長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、委員の皆さんから御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。ウェブの方も、質問ありましたら、挙手をお願いします。

○日高オブザーバー よろしいですか。質問というよりも整理ですけれども、ベルギーでの野生イノシシの発生の規模、どのくらいの発生でどのくらいの期間で、ベルギーが野生イノシシの淘汰ができたのが第1点です。

それと、あと、例えばゾーニングを適用する場合に、先ほどのリスクレベル分類というのがありましたよね、リスクレベル分類、18ページの1～3までありますけれども、3は感染エリアですけれども、ここ、どのくらいのレベルのところであれば、ゾーニング適用するのかということですね。

野生イノシシ等で発生した場合、あと家畜豚で発生した場合によるゾーニングの設定ですね。それがこのリスクレベル分類で、どのレベルの場合にはゾーニングが、国としては、日本としては認められるのかというのを教えてほしいです。

○松尾国際衛生対策室長 1 番目、まず1つ目の質問がベルギーの発生の状況でございます。これについては、2018年の発生ということで、これが2018年から2020年3月までありまして、合計で833例、野生のイノシシでASFのウイルス陽性事例が確認されたとい

う事案でございました。その後、ベルギーも対策を取りまして、2020年に清浄化してございます。

もう一つの質問でございました、ゾーニングの適用というお話がございました。実際、発生状況によって、これはフランス側がリスクレベルに応じて、サーベイランス措置をどういうふうにするかということでございます。

今回、諮問しておりますのは、どの段階で輸入をする、しないということではなくて、これはサーベイランスのフランス側の張り方について説明したものでございます。ですから、こうした、フランス側でサーベイランスをやりますということについて御意見を頂きたいという形のものでございます。このリスクレベルに応じて輸入する、輸入しないではなく、こうした措置をやっている、こうしたリスクレベルに伴ったサーベイランスの範囲を広げたり、小さくしたりしているということについて、そうした国に地域主義を適合させるか否かということについて御意見を頂きたいというものでございます。

○日高オブザーバー もう一遍、言って。

○松尾国際衛生対策室長 リスクレベルが幾つだったら、輸入できるというわけではなくて。

○日高オブザーバー いや、そういう意味じゃなくて。ここの、フランスがやっている、このリスクレベルの1、2、3……5段階ありますよね。もうレベル3は、これは無理ですよ、完全に感染エリアですからね。レベル1だったら、低くて清浄であるとみなされる地域というから、これは、要するにもうゾーニングで、その地域というのはオーケーですよ。だから、国として、フランスがこういうふうにしてレベルを付けた中で、日本国としてゾーニングする場合に、この地域だったら、フランスからの情報提供で、日本としては認められるよという話なんです、これはどうなのかという。

○松尾国際衛生対策室長 おっしゃるとおりで、ゾーニングを張って、当然、こういう危険な地域はゾーンの中にございますので、日本から輸入するのはそのゾーンの外側のものですね。そこから輸入を続けられるかということ、形の地域主義の適用という形で考えてございます。

○日高オブザーバー では、ある程度、ここ辺りのフランスが判断したものを日本として参照にして、その中でゾーニングの地域を決めるという考え方はあるということですね。

○松尾国際衛生対策室長 はい。

○日高オブザーバー それと、ベルギーの野生イノシシのやつですよ、約2年掛かってい

ますけれども、これは徹底的に軍隊とか使って淘汰していったわけですか。

○沖田動物衛生課長 はい、ちょっと詳しく言いますと、ベルギーで発生した野生イノシシが見つかった地域というのは、比較的小さな地域にもう限られていて、その地域において、まずはフェンスを張ったりして、そこからイノシシが移動しないようにする。そして、その中のイノシシが、みんなばたばた死んでいき、その死体を回収するというのをやって、その周りをしっかりサーベイランスをし、ある時期になったら、警察とかハンターとか、そういう人たちが入って、中でイノシシの減数をする。例えばわなを掛ける、それから鉄砲で打つという形で減数をするという形で中がきれいになったことを確認して、清浄化したというふうなことです。

ちなみに、小規模の豚の農場、家畜の豚の農場もその地域の中にあっただすけれども、それらについては、小さいところなので予防的に処分をして、豚はもういない、家畜の豚はいない状態にした状態で、清浄化されたという形です。

○日高オブザーバー 予防的殺処分を家畜豚にもやったということですね。

○津田委員長 ほかにございませんでしょうか。

○嶋田委員 よろしいですか。

○津田委員長 どうぞ、嶋田先生。

○嶋田委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

4ページの5番からの野生イノシシの管理とASF対策ということで、その5番の一番最後の方で、野生イノシシのサーベイランス強化というのがされていて。17ページの参考資料9ですかね、そちらがその部分を表していらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

2020年にベルギーの方が清浄化を宣言されたということで。要は、この2018年～19年と2021年～22年の間で検査件数が減少しているということで、これがどういったことが作用して減少しているのか。要は、ベルギーが清浄化したから、検査数が減るようなふうに作用したのか。でも、ドイツですとかイタリア北部での発生がある中で、こういったイノシシの検査実績が減少しているというのはどういった背景があるのかなというところがちょっと気になりました。

○中島課長補佐 御質問いただき、ありがとうございます。

17ページの図で、2018年のときに比べ、2021年の方が数が減少しているので、その背景について御質問を頂いたかと思います。2018年のときは、ベルギーの発生を受けて、全土

的に野生イノシシのサーベイランスをかなり強化しております、それ以前であれば、平常時であると、フランスの野生イノシシの検査頭数は大体50頭ぐらいというのが平均的だったんですけれども、2018年のときは、ベルギーのことを受けて、かなり強化して数が増えていたと。

それに比べて、2021年、2022年は、ドイツの方は家畜豚での発生であったんですけれども、このドイツ国境と、その後アルプス山脈を越えたところ——フランスを越えると向こう側がイタリアになるんですけれども、その辺りを、先ほどのリスクレベルでいうと2bというふうに設定して、今強化している状況にございますが、減った理由というのは、ベルギーに対する警戒というのが実際収まったので、現在はドイツ、イタリアの方を中心に検討をしている状況になるかと思います。

○嶋田委員 ありがとうございます。

この338件、以前よりはかなり増えて、数倍に増えてはいると思うんですが、この数を評価するに当たっての妥当性というか、思ったより多くないんじゃないのかなと。全土でこの件数というのが、どう評価するかなというのが少しちょっと心配な点としてはあります。死亡イノシシだけですかね。

○中島課長補佐 はい。このSAGIRネットワークで検出された件数だけがここに計上されてきているんですけれども、例えばこの2018年、ベルギー、先ほどのホワイトゾーンで、軍を導入して処分したようなものについては、別途別の形の検査実績として挙がってきていますので。これは狩猟連盟の方が発見したものによる検査実績ということになります。

○嶋田委員 分かりました。

じゃ、もし、万が一、フランス国内での発生があったときには、もう格段と、その検査は、必要なだけできるということは担保できていますよという判断でよろしいでしょうか。

○中島課長補佐 はい、そう考えています。

○嶋田委員 ありがとうございます。

○津田委員長 要は、生息地域は分かっているけれども、密度は分からないわけですね。

○中島課長補佐 はい、密度は分からないです。

○嶋田委員 なるほど。

○津田委員長 だから、ちょっとその母集団がどのくらいいるかが分からないということですね。

○嶋田委員 薄いかもしれないしということですね。

○津田委員長 そうなんです。だから、密度分布がちょっと分からないものですからね。

○佐藤委員 いいですか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○佐藤委員 ホワイトゾーンのところで、軍隊だけではなくて、狩猟者も出たのかわからないですけれども、全頭狩猟を目指したということなのですが、そのときの死んだ頭数、この殺処分した頭数とか、また陽性だったのか陰性だったのか。

それから、ちなみに死体の回収は、そのときどういうふうに行ったのか。この辺りについて。山なのか平野なのか、ちょっと私分からないのですが、その辺り、もしも、分かったら教えてください。

○中島課長補佐 ありがとうございます。

まず、地域なんですけれども、先ほど、この資料でちょうど、下の方にフェンスの状況がございますが、地形については、この辺りはベルギー国境のところは山ではないというふうに聞いておりまして、このような平地が基本的にあるというふうに聞いております。

殺処分された頭数ですけれども、生息頭数が大体700頭ぐらい予想されておりまして、1,096頭が殺処分が実際にされておりまして、推定生息数以上の個体を殺処分したというふうに聞いております。

○松尾国際衛生対策室長 2つ目は死体の輸送についてですね。

○中島課長補佐 死体の輸送についてです、ありがとうございます。

ホワイトゾーン内で狩猟された個体又は山で発見された死体については専用の死体運搬車でゾーン内の専用死体回収所に運搬されて、そこでO F B、野生動物の獣医師による採材の後に、感染防止対策のために防水シートにくるんだ状態で、レンタル用コンテナに入れた上でレンタル施設に運んだというふうに聞いております。

また、陽性だった個体は、A S Fの検査結果陽性というのはございません。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございませんか。

○日高オブザーバー よろしいですか。

フランスは、結局ベルギー以外にも隣接していますよね、国境は。この辺りの野生イノシシのサーベイランスという状況は。今回はこのベルギーの発生を受けて、ホワイトゾーンつくってうんぬんとありましたけれども、イタリアとかドイツも接していますけれどもね。

そこ辺りのサーベイランスというのは、フランスは同様にやっぱりやっているんですか。
通常のやつなんですか。

○中島課長補佐 参考資料9に戻っていただければと思います。参考資料9が現在の……

○松尾国際衛生対策室長 17ページです。

○中島課長補佐 17ページでございます。

右側の2021年～2022年のグラフを見ていただきまして、右上の突き出た方といいますか、その辺りがドイツ国境になるんですけれども、赤色が濃くなればなるほど、サーベイランスの実績がある県になりますけれども、ドイツ国境沿いの方でまず赤色になっていて、強化しているという点がございます。

○松尾国際衛生対策室長 東側の南の方になりますけれども、赤くなっております。

○中島課長補佐 そちらの方はイタリア国境沿いになります。

○日高オブザーバー 件数少ないですね。

○中島課長補佐 件数でいうと、何十件となるわけではないんですが、この辺りは、ほかの地域に比べてサーベイランスレベルを実施しており、先ほど先生に御質問いただいたもののレベルでいうと2bに当たるんですけれども、2bといって、平時よりは高いレベルで検査を行っているというところになります。

○日高オブザーバー 白いところもありますよね。イタリアの方は。

○中島課長補佐 はい。

○日高オブザーバー そうというのは、少しフランスとしては、出ているところはするけれども、今のところ大丈夫なドイツとかほかのところは緩やかというイメージに見えるんですけれども、いかがでしょうか。

○中島課長補佐 検査は2段階になってございまして、まず狩猟されたイノシシは全て狩猟者によって一次検査を行われまして、その一次検査で異状があったものが検査に回されるというのが通常のオペレーションとなっております……。

○松尾国際衛生対策室長 18ページ、参考の10でございます。

○日高オブザーバー ということは、この数字というのは、今言われた一次検査をクリアできなかったのがこれだけだというふうに取ればいいわけね。

○中島課長補佐 おっしゃるとおりです。

○日高オブザーバー 分かりました。

それと、18年と19年のやつと隣の2021年と22年のやつ、ベルギーの国境は、この2018年

と19年は多いですよ。先ほど言ったように、一次検査をクリアしていないものの件数はほかの国境は少ないんですよ。でも、2021年と22年の場合に、この少なかったところが増えていきますよね、赤くなっていますよね。要するに、一次検査でクリアできなかったやつが増えているということです。それはなぜなんですか。

○中島課長補佐 すみません、もう一度、そうしましたら、ページ番号でいう18ページの資料10で説明させていただきますが、一番上に通常のネットワーク運用というのがございますけれども、これが一次検査を行うというもの、一次検査が異状があったら、その後検査に回されるというものになります。2 b といいますと、全てのSAGIRネットワークで回収された全てのイノシシの死体の検査であったりですとか、もうちょっと強化された状態になりますので、現在は、ベルギーで発生していたときに、ドイツ、イタリアのところはリスクレベルが1とか、2 bではなかったものが現在は2 bに上がっているために、イタリアとドイツ国境側が今度はそちら側が赤くなっているということになります。

○日高オブザーバー それは分かるんだけど、何でレベルが上がってきたのかというお話ですよ。

○中島課長補佐 サーベイランスが強化されたからという理由になると思います。

○松尾国際衛生対策室長 その後、最初、ベルギーのときにはベルギーが危ないと思って、ベルギーのところを強くした。その後、ベルギーは収まって、さっき言ったように20年には収まりました。そのまま、イタリアとかドイツが発生が続くという形になってございますので、特にイタリア続いていますので、そのイタリア国境なんかが特に赤くなっている、警戒する地域になったと。

○安岡局長 2022年1月にイタリア北部で発生して、ドイツはフランス国境沿いに発生したのは2022年5月だからということです。2022年に、イタリアとドイツのそれぞれフランスに近いところで発生したので、検査のレベルが上がったということなんですよ。

○日高オブザーバー 検査のレベルが上がった。それ、狩猟者が一次で、合格したものは検査に回さないという。ということは、狩猟者のその一次の、狩猟者の検査をする人たちが、2021年～22年は危ないイノシシがたくさん出たということを経験し始めたということなんですか。それとも、今、局長が言ったように強化したという、どっちなのかという話ですよ。

○安岡局長 2 bにして検査を強化したからということです。

○日高オブザーバー 強化されたからということですよ。

○津田委員長 ほかにありますか。よろしいでしょうかね。

○小渕委員 じゃ、いいですか。

○津田委員長 はい、どうぞ。

○小渕委員 私たちは国内でもそうなんです、ペットの方も全部把握されているということで、ちょっと資料から見落とししていたら申し訳ないんですが、どのくらいの頭数がペットとしてということで。やはりフランスって、バカンスとかそういう文化で、ペットも一緒に移動したりとか、犬とかでもそうだと思うんですけども、その辺もどのくらいの数があって、移動していて、これを把握しているってすごいことだなと思うんですけども。その辺り、影響があるくらいの頭数なのか、無視してもいいような頭数なのかというところが分かれば、教えていただけるでしょうか。

○中島課長補佐 回答させていただきますが、先生がおっしゃいますように、ペットであっても登録義務はございますけれども、現在、フランス政府に問い合わせれば、登録する際に非商用農場と商用農場かといったことで登録を行っておりますのでペットの頭数というのを出させるということは可能かもしれないんですが、現在、私どもで実数としてペットの豚が何頭いるかといったことは把握していない状況でございます。

○松尾国際衛生対策室長 ただ、非商用としては2万頭、2019年ですが、2万頭ほどいるという形で把握してございます。

○小渕委員 かなりの数を把握をしているということなんですね。

○松尾国際衛生対策室長 はい。

○小渕委員 かなりいるんですね。ということは、一緒に移動するということなんですかね。よくそこで、ペットを放置してしまうというような話も聞いたことがあったので。

私たちも、今CSFの関係でも、1頭接種に行くという例数がすごく増えてきているので、こういう管理のことは大変参考になりました。ありがとうございます。

○佐藤委員 2万頭のうちには、ペット以外の自家用も含まれている？

○松尾国際衛生対策室長 はい、それも含まれて、2万頭。

○佐藤委員 ということですね。

○小渕委員 バックヤードとおっしゃっていたものに含まれるということですね。

○松尾国際衛生対策室長 そうでございます。

○津田委員長 基本的に非商用農場の豚が出回る、市販肉として出回るということはないということ。

○佐藤委員 ない、ということですよね。

○松尾国際衛生対策室長 法令上、自家消費のみになっておりまして、それ以外に使うこと、どこかに、どなたかに売るとかあげるといことはできないという形になってございます。

○津田委員長 そうすると、ゾーニングを適用して輸入されるとしても、それは基本的には商用農場だけ。

○松尾国際衛生対策室長 だけです。

○佐藤委員 分かりました。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。それでは、ウェブの方よろしいですか。

○山本委員 いいですか。これで、フランスについては、大体意見が出そろった感じかなと思うんですけれども、最後の８ページの一番下のところについて、体制として、基本的には整っていて、防疫措置の具体的な実効性には不確実性が残る、実際に発生していないからで。発生したときには、今日もイノシシのサーベイランス強化されるんでしょうということがありましたけれども。あと、どのようにゾーンが設定されるのかということについても、これはその範囲と種類が、実際にフランスがどう出てくるかが分からないということかと思うんですけれども。

とした上で、本日のこの結論としては、最終的にはどういうふうに、今、冒頭の日高委員からの質問が正にそれだと思うんですけれども、どういう要件のゾーンに対して、どういうゾーニングを適用するということを想定しているのか、あるいはそれについては今後、検討の機会があって決められていくのか。その辺りを教えていただけますか。

○松尾国際衛生対策室長 ゾーニングについては、委員がおっしゃられましたように、まずどういう情報を基に、フランスとしてどのようなゾーンを張ったのかという情報収集は当然いたします。その際には、本当にサーベイランスを行って、ここにはウイルスはないんですねといったような質問もやるつもりです。

ただ、私どもとしては、小さい範囲で、彼らが言っているゾーンだけを安全とするのはちょっとまだ早いかな、危ないかなと思ってしまして。まずは、県単位で大きくゾーンを張った上で、彼らが張ったゾーンを囲むような県、単位の大きなゾーンとして、そこからは輸入できませんよ、それ以外からの輸入は継続しますよという形で考えてございます。いわゆるバッファーを大きく取らせていただきたいというふうに思っています。

○山本委員 そうしますと、18ページに、今日も何度か出てきましたけれども、このレベル1、2、a、b……というのが今御説明のあった、彼らが設定するかもしれないゾーン、これが正にその区分だと考えてよろしいですか。

○松尾国際衛生対策室長 これはサーベイランスのやり方なもんですから、ほかのところですね。実際の制限、移動制限のところ、家畜豚であれば10kmとして、彼らはその制限を張ってくるはずです。国内流通のためにも張りますけれども。そこを基本に考えていきます。これはサーベイランスの範囲の目安です、あくまでも。

○山本委員 防疫のためのおっしゃったのは、3km、10kmと書いてあったところでしたっけ。

○中島課長補佐 7ページの右側です。

○松尾国際衛生対策室長 7ページの上から4分の1ぐらいのところですかね。

○山本委員 制限区域として保護区域3km、サーベイランス区域10km。これが、いわゆる日本でいうところの移動制限区域や制限区域に相当するもの。

○松尾国際衛生対策室長 移動制限区域に当たるものと考えております。

○山本委員 EUの規定で発生地域周りに、いわゆる地域ごとのリスクレベルを設定するみたいな概念があったかと思うんですけれども、これとそれとの関係を確認させていただきたいんですが、どうなっていましたでしょうか。ちょっと、情報共有のためと思ひまして。

というのは、発生時に委員の方々が、ここで話し合ったあれがこうなったのねというふうに分かるためには、バックグラウンドとしてちょっと情報が必要かなと。

○沖田動物衛生課長 御指摘のとおりです。まず、3kmと10km、いわゆるプロテクションゾーンとサーベイランスゾーンという形で張ります。それが、いずれEUの規則に従って、家畜豚で発生している地域のゾーン、それから家畜豚では発生していないんだけど、イノシシは発生しているゾーン、それから家畜豚もイノシシも発生はしていないけれども、サーベイランスをちゃんとやるゾーンということで、3つのゾーン分けをしてつくります。いずれも、それらについては何らかの制限が掛かる。例えば、当然、家畜で発生しているところが一番厳しい制限が掛かっている。それから、野生イノシシで発生したゾーンの制限がある。サーベイランスゾーンにはサーベイランスゾーンの制限があるという形で、そういうふうに最終的にはそれになっていきます。

その状態で、やはり最初はフランスの判断としてのゾーンが設置され、それからEUと

してのゾーンという形になるので、この時にある程度、見なきゃいけないと思っているのは、フランスが張って見たけれども、EUがいやこれ駄目なんじゃないというふうに言った場合には、それはやっぱりそれを尊重しなきゃいけないということです。そういうところは見なければいけないということで、最初に発生したときには、ちゃんとできるかどうか見なきゃいけないと、評価報告書案の最後に書いてあるところはそういう意味です。

そうやって張ったものを基本にして、それは、やはり制限が掛かっている地域というのは、ある程度、これはリスクがある地域だと見ざるを得ませんので、それらについては、日本としては輸入をしない地域とする。要は、清浄ではない地域以外の地域から輸入をするという形を基本としています。

あと、細かい条件、例えば移行をどうするのかとか、そういうような詳細な条件もあります。それらについてはフランスと協議をしつつ、最終的な家畜衛生条件に落とし込むという形になろうかと思いますが、基本的には、今言ったように、制限が何らか掛かっているゾーンというのは、やはりそれは輸入をすればリスクになる地域であるという考えから、そこは原則そこからは輸入せずに、それ以外のところから輸入するというのを基本にして、これから詳細な条件を詰めていきます。いずれにしてもそういうゾーンをまず設定をし、それを維持していくという能力がフランスにあるのかどうか、今やっている措置が、それが適切かどうかということを先生方に是非御意見を頂きながら、この小委の方でお話をしていただければということでございます。

○山本委員 ありがとうございます。

そうしますと、時系列としては、フランスで、仮にイノシシないし農場で発生があると。あったとして、フランスは自動的に移動制限区域を設定する。それは先ほどの3km、10kmですね。イノシシの場合は、距離はもう決まっていたわけ。

○中島課長補佐 決まっていないです。

○山本委員 決まっていない、ということはこれから、彼らが何かして決める。その後で、EUとの協議の中で報告義務があるんで、EUが納得する形でゾーンの区分けがあって、そのときには丸じゃなくて、地域で農場の発生リスクがあるところ、イノシシの発生リスクがあるところ、その周りのサーベイランスゾーンと3段階が決められる。

今のイメージは、そこまで決まったところで、かつ、その周りのイノシシについて、どれぐらい検査するんですか、あるいはできているんですかという情報が入ったところで、日本は状況判断ができるようになって、そこで、基本的にはそういうEUの設定したゾーン

が入っちゃっている県は駄目よという形で決めていこうと。

ただ、そういう形、いいのかどうかの判断も、フランスが、実際発生時にどういう情報をよこしてくるかによって考えましょうということで、そういう流れで進みましょうというのを今日了解するということですね。

○松尾国際衛生対策室長　きれいに説明していただいて、ありがとうございます。そのとおりでございます。

○津田委員長　今までもほかの国でも、一回、こういったゾーニングをやって、後でまた状況が変わって、変更したこともありますので。

○日高オブザーバー　ポーランドがそうですね。

○津田委員長　はい。

○日高オブザーバー　ポーランドがね。最初、オーケー出したけれどもね。今、駄目ですもんね。

○津田委員長　ですから、そういった向こうの防疫措置を見ながら、それに対して、実効性があるかどうかを確認して、その都度、協議していくということですよ。

○松尾国際衛生対策室長　はい。

○日高オブザーバー　それと、E Uと発生国との、E U内の措置というのはどういうふうになっているんですか、E Uは。ゾーニングに含めてもそうだけでも。

○沖田動物衛生課長　基本的には、E Uの措置というのはみんなが共通で行っているもので、それ以外に、特にこのASFに関していえば、幾つかの国はそれよりももうちょっと厳しい措置を上乗せしています。

例えば、フランスがやっている、このホワイトゾーンの措置ですね。こういうのはE Uの規則に入っていない措置です。そういったものを取っているので、上乗せの措置がどんなものがあるのかということも含めて、我々、今フランスがゾーニングができるかどうかを確認するということです。

○日高オブザーバー　いや、我々じゃなくて、例えばベルギーで発生したじゃないですか。そのときにはどういう措置をE Uはベルギーに対して求めたのかということ。結局、基本的にE Uの中じゃ、流通はオーケーですよ。そういうときにはどういうふうな措置をベルギーに取ったのかと、ドイツもそうだけでも。どういう措置を取ったかということです。

○沖田動物衛生課長　それは今申し上げたように、まず、例えば家畜豚で発生すると3 km、

10kmという制限区域はあります。その後、E UとしてE Uゾーンというのがあって、先ほど言った家畜豚で発生している地域、野生豚で発生している地域、それらの周りにあるサーベイランス地域という形で張っている。そのゾーンに応じた制限措置があります。

例えば、家畜豚で発生している地域というのは、そこからはE Uの国であっても別の国には出せない。要は、ベルギーからドイツに出す、ドイツからフランスに出すということとはできない地域。

イノシシの発生地域であれば、イノシシの発生地域に応じた、そういう制限措置というのが、これはE U全体として規則が決まっています。それに基づいた流通をしているというのが現状です。

○日高オブザーバー 例えば、ベルギーで発生した。そこで、先ほど、山本さん、言われていたような網掛けるよね。その網の外は基本的には同じ国でも、流通はオーケーということでもいいわけね。

○沖田動物衛生課長 それはオーケーです。

○日高オブザーバー E Uの場合はね。分かりました。

○沖田動物衛生課長 ゾーンの説明がございます。それをちょっと説明します。

○中島課長補佐 詳細版評価報告書の資料3になりますが。委員の方には机上配付資料で、1－2の資料のページ数が11ページ、参考資料3というものになります。

○松尾国際衛生対策室長 資料1－2、詳細資料の11ページ、参考資料の3でございます。

○沖田動物衛生課長 そこにE Uの措置という形で説明をしております。すみません、ここから入ればよかったです。申し訳ありません。

○日高オブザーバー 読みます、後で。

○松尾国際衛生対策室長 この中で説明しておりますが、これはE Uとしての共通のルールという形で。まず、簡単に説明しますと、動物衛生の規制というのは動物衛生法という形でE Uで決まっております、この四角の箱、表にありますように、リスト疾病をカテゴリー分類しております。この中で、ASFというのはカテゴリーAというふうな疾病、AとDという形で非常に重要な疾病という形にされているという形の中で、2番のようなASF発生時の制限区域設定という形でやっているということでございまして。

半ばほどでございませうかね、基本的に24時間以内に、加盟国が半径3kmの保護区域と発生地点から10kmのサーベイランス区域からなる制限区域を設定するという形になってございまして、まずはそこで決められた措置、下の表にありますような措置をやります。

そうした中、E Uとしても、先ほどお話がありましたように、12ページに移りますけれども、調査を行った上で、また次に制限区域の概要という、ゾーンをまた張り直します。これに基づいて、再度規制がなされるという形のちょっと2段階になってございます。

まずは加盟国で24時間以内に判断して、まずその暫定的な移動制限若しくはサーベイランスを行いなさいということでやった後、情報を得た上でE Uとしてのゾーンをもうちょっときちんと決め、そして、またそのE Uに伴った措置というのをを行うという形の2段階措置になってございます。

以上でございます。

○津田委員長 國保さん、何かありますか。

○國保委員 國保です。ありがとうございます。

私はこのリスク評価に参加した側でもありますので、評価の内容については特に言うことはないんですけども。

先ほど、ちょっと山本委員の御質問のまとめとか、あるいは沖田課長のまとめにダブるところがあるんですけども、基本的にこのゾーニングというのは、例えばフランスで家畜豚あるいはイノシシで発生が認められた場合は、ゾーニングのいかんにかかわらず、まずフランス国内からの豚肉の輸入等々が完全に一時的には止まるということによろしいかということと、それと、先ほどのフランス政府あるいはE Uの見直しなどを経て、あるいはその他のパフォーマンスの評価を経て、ゾーニングを設定した後で、当該ゾーン内のものについては輸入を再開するという、そういう二重の手続になるということで理解してよいかということが1つと。

それと、ゾーニングのときに、先ほどの松尾室長が若干おっしゃっていましたが、ゾーニングにせよ、区域にせよ、単位というものは、基本的には県というものを一つの大きな単位と見做し、（発生県の周囲1県分あるいは2県分をバッファーに取るのか、そのバッファーの大きさは適宜決めるとしても）県というものを最小単位としてバッファーなり、ゾーンなりを考慮していくということになるという理解でよろしいか。その2点をちょっと教えてください。

○松尾国際衛生対策室長 まず、1段目、1つ目のお話ですね。発生に伴って、E Uとしてのゾーン設定、発生国としてのゾーン設定の2つがあって、まず発生国としてのゾーン設定があって、E Uとしてのゾーン設定があるけれども、そうした措置や情報が入るまで、措置を取るまでの期間については、日本として、どのような措置を取るのかという御

質問だったかと思います。

基本的には、措置の妥当性を判断した上で、地域主義を取るというふうに今考えてございますので、当然、情報が入っていない段階で、発生しましたよという情報の段階では、全土から止めざるを得ないという形になろうというふうに思っています。

その上で、制限措置が決まって、そういった情報を得ながら、措置の張り方の妥当性、どこまで調べているのか、そういったことが入ってきた後でゾーンが決まるというふうに考えています。

その上で日本側として、2番目の質問になりますけれども、じゃ、どういうユニットで輸入の制限を考えているのかというのは、先ほどこっちと申し上げましたように、やっぱり県という単位で。ですから、実際のゾーニングの範囲が県をまたいでしまった場合は、そのどちらの県もという形になろうかと思えますけれども、またいだ場合は2つの県なり、3つの県になりますけれども、その県という単位のユニットで輸入をしないという形で考えています。

以上です。

○津田委員長 よろしいですか。

○國保委員 ありがとうございます。

もう一点だけ、追加でお願いします。フランスにしても何にしても、ある種のゾーンが設定された場合に、サーベイランスの結果やその発生状況などを鑑みて、適宜、ゾーンの変更というのがなされていくように思います。特に終息期には、だんだんとゾーンを縮めていくようなことがあるのかなというふうに思えますけれども、そういうゾーンの変更にについては、日本国としてはどれぐらいのスピード感でその変更に対応していくのか、あるいは対応していかないのか、その辺りちょっと教えていただけますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 ゾーンの変更については、今、例えば鳥インフルエンザ等を取っているものと同じですけれども、だんだん清浄化してきて範囲が狭まったりするということは、当然あるかと思えます。そういう際には、その清浄化の状況、どういうふうな、何を確認して清浄化としたのかといった情報を聞いた上で判断していくという形になりますので、それは、今まで別の病気でやっていた地域主義の考え方と同じかと思えます。増えた場合も同様でございます。

○國保委員 ありがとうございます。了解しました。

○日高オブザーバー よろしいですか。今、言われたゾーニングは県単位ということですか。

よね、フランスの。

○松尾国際衛生対策室長 はい。

○日高オブザーバー フランスは101県あって、日本の国土の、調べたら約1.7倍なんですよ。ということは大体40、日本と同じぐらいだと思うんですけども。例えば、日本で、九州で発生したときに、佐賀で発生したときに、じゃ、ほかの6つの県はゾーニングの適用になるということで考えていいんですか。

○松尾国際衛生対策室長 輸入ができるというゾーニングの意味では、そうです。

○日高オブザーバー 要するに、輸出ができる。その県でね。

○松尾国際衛生対策室長 その県は輸出ができるということです。

○山本委員 制限区域が発生県の中だけに設定された場合ですよ。

○松尾国際衛生対策室長 その通りです。

○日高オブザーバー オーケーということですよ。

○沖田動物衛生課長 例えば宮崎と熊本の県境のところで発生したら、当然ゾーンとしては2つにかかってしまうので、両県は輸出できないということになります。

○日高オブザーバー それは分かるけれども、極端な話で言うと、もうそれぐらい、ゾーニングの地域というのは、もう狭くするということですね、日本としては。

○沖田動物衛生課長 単位としてはそうなります。

○日高オブザーバー 基本としてはね。

○津田委員長 ただ、もうこれまでの議論で、ほかの国でもやったんですけども、その場合、日本の追加措置とかね。そういうことを求めたりしますので、必ずしも向こうの全部がオーケーという話ではないと思いますけれどもね。

ほかにございますでしょうか。

最後、嶋田さん、お願いします。

○嶋田委員 今のお話でいったら、イノシシで発生があった場合というのは、もうスポットとして分かります。今度、発生が豚であった場合なんですけれども、日本では、例えば子豚を移動させて、ほかの県に行きます。あとは、出荷先がほかの都道府県に行ったりしますといったケースが、複数の県をまたいでとかということもあったりしますし、そもそもEU圏内での移動とかもあるとは思いますが、そういった場合にも、当然、その関連性……農場で発生したんですが、ほかの県をまたいだ遠くでと畜をしているといったときには、両方の県も追加で調査をしたりする対象には当然なるという理解で大丈夫でしょ

うか。

○松尾国際衛生対策室長 はい。EUの豚のトレーサビリティの話をさせていただきました。彼らはトレーサビリティができるという形なので、当然、発生時に日本側に情報が入ったときに、追跡していますよねというのは、日本として聞きますので、そのようになるというふうに思っています。

○嶋田委員 分かりました。その確認でした。ありがとうございます。

○津田委員長 それでは、ちょっと時間も押しておりますので、これで質問がないようでしたら、フランスにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価については、本委員会としては了承し、その旨を家畜衛生部会に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと時間も大分過ぎていますが、こちらで10分間、休憩取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。次は、14時30分から開始いたしますので、よろしく願いします。ウェブの皆さんもよろしく願いします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○津田委員長 それでは、時間になりましたので、ウェブの方もよろしく願いします。

議題、進めたいと思います。それでは、議事の2番目、カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、事務局の方から説明をお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 カナダにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、御説明させていただきます。

まずは、資料の2-1を御用意ください。

本件についても、先ほどのフランスと同様に現時点においては、カナダはASFの未発生国となっております。発生した場合に備えて、あらかじめゾーニング適用に係る協議を開始しているというものでございます。

この件につきましては、昨年3月22日の家畜衛生部会において、諮問時の説明を行うとともに御議論いただいたという経緯がございます。牛豚等疾病小委員会での議論というのは今回が初めてです。

去年の家畜衛生部会の審議におきましては、委員の先生方から幾つか御指摘を受けました。カナダにおいては、在来種としてのイノシシは存在しておらず、農場から逃げ出した

家畜豚や、かつて輸入されたユーラシアイノシシ及びそれらの交雑種をまとめて野生豚と呼んでおりますが、特にこの野生豚のサーベイランスの実効性について、家畜衛生部会の先生方から御指摘を頂きました。

この御指摘については、動物衛生課からカナダ側に伝達しまして、これらに対するカナダ側の追加情報がございました。これについては資料２－２という形で、後ほど説明させていただきますと思っています。

本日は、昨年３月の家畜衛生部会での諮問時、説明の際に使用した資料を基に、カナダのリスク管理措置について、その概要を説明いたします。さらに、家畜衛生部会での指摘に際する、その後のカナダの対応を踏まえた追加情報、資料２－２でございしますが、これについても説明させていただきたいと思っております。

こうした説明の後で、先生方から専門的な見地からの御意見を頂きまして、リスク評価のための課題、それからさらに今後のカナダの評価を進めていくに当たってのその内容の明確化の必要性のポイントなど、こうしたことについて御議論いただいて、課題を収集したいと考えてございます。

それでは、まずカナダのASFの体制ということで、資料２－１に基づいて説明させていただきます。

１ページ目、ローマ数字Ⅰ、背景の２を御覧ください。

本件については、2019年４月、カナダ当局から、カナダ国内でアフリカ豚熱の発生があった場合に、その発生に備えて、生体豚及び豚肉の輸入に関するゾーニングの仕組みを適用することについて要請があったものです。

同じく、１ページ目、ローマ数字のⅡ、評価事項でございます。

まず、１番目、カナダの獣医組織体制でございます。

カナダ保健省の中のカナダ食品検査庁というところがございしますが——CFIAとこれから申し上げます——CFIAがカナダにおける家畜衛生の所管省庁でありまして、カナダ全土の家畜衛生政策を立案してございます。

国家獣医当局としてのCFIAは、家畜衛生プログラムの企画調整を行う動物衛生局の本部と家畜衛生プログラムの実務を行うCFIAの地方部局——これはエリア事務所、それから地域事務所、それから地区の事務所で構成されているということでございます。

12ページの資料の３でございしますが、ここに赤い点、東側の南の方、オタワにありますのがCFIAの本部の赤い点でございます。それ以外にブルーの点、これがエリア事務所

でございまして、小さい黒い点、ちょっと見にくいんですが、これが地区事務所という形で、こうした構成でカナダ全土の家畜衛生業務というのを、実務を担っているという形でございます。

1 ページに戻っていただきます。

カナダは10州及び3準州から成る連邦国家です。各州の州の獣医当局には専従の獣医官が配置されています。A S F等の海外重要疾病については、家畜衛生プログラムの実施主体は連邦政府機関であるC F I Aです。州の獣医当局は、その支援が役割という形になってございます。

もう2ページ目に移っております、申し訳ございません。

前記の行政区画のうち8州及び1準州についての獣医当局は、C F I Aとの間で海外家畜疾病緊急支援プランを締結することで、海外重要伝染病が発生した場合の役割及び責任分担を明確にしてございます。

また、国内法令に基づき、訓練を受けた民間獣医師をC F I Aが認定して、公的業務——公的業務というのは、関連農場への立入検査や疾病発生時の防疫対応等でございますが——これらに従事させるということが可能になってございます。

2 ページ目、(2) でございます。法制度です。

カナダでは、動物衛生法及び同法に基づき制定される動物衛生規則、届出伝染病規則により、重要家畜伝染病発生時の通報義務、家畜伝染病疾病に対する具体的な防疫対策、疾病発生時の対応、輸出入検疫、殺処分した動物等に対する補償、罰則等が規定されています。

また、カナダは動物衛生法に基づくA S F発生時の防疫措置を円滑に実施するため、A S F防疫指針を策定しています。2023年3月において、防疫指針の大部分は既に発行され、当局内では共有されておまして、具体的な対処方針案というのが定められているところでございます。

同じ2ページの半ばほど、(3) カナダ養豚協会(C P C)についてでございます。

各州の養豚協会の連合体であるC P Cは、カナダの養豚場における3つの要素、1番目がトレーサビリティ、2つ目が動物衛生を含む食品安全、3番目が動物福祉でございますが、これらに係る認証システムとして、トレーサビリティについてはP i g T R A C E、食品安全についてはP i g S A F E、動物福祉についてはP i g C A R Eという形のものを持っておりまして、これらをまとめてCanadian Pork Excellence (C P E) プログ

ラムと呼んでおりますが、これを運営しているということでございます。

C F I AはC P Eプログラムを公的に認定しておりまして、トレーサビリティに係るP i g T R A C Eへの登録はC P Cへの加盟農場に限らず、裏庭農場を含む全ての施設に対して義務づけています。

2番目のP i g S A F E、それから3番目のP i g C A R Eについての登録は、主に食品安全及び動物福祉に観点から、州政府が実施する文書審査及び現地調査により実施されております。登録後も州政府による年1回の査察で遵守状況が審査されております。

また、P i g S A F E、P i g C A R Eへの登録は、P i g T R A C Eとは異なり、任意でありますけれども、この3つのプログラム、全てのプログラムに参加していなければ、連邦政府が認定すると畜場、認定と畜場への出荷はできないルールとなっています。

このため、連邦政府のと畜場へ出荷できないということになりますと、輸出の際はこれと畜場で処理される必要があるというルールになってございますので、輸出は連邦政府の施設という形になってございますので、必然的に国外へ輸出を行うことはできないという形になります。2022年時点では、全農場の68%が3つのプログラム全てに参加してございます。

それから、2ページの下の方でございますが、家畜豚の飼養状況、衛生管理状況及びA S F対策についてでございます。

カナダの国内の豚の飼養頭数は約1,450万頭であり、全体の約8割がケベック州、オンタリオ州、マニトバ州の3州で飼養されています。

13ページの参考資料の4を御覧ください。

ちょっと、これ見にくいんですが、東の方の3州の特に南の方ですね。各州の南の方に赤い点が集束しているところがありますけれども、この辺りで特に飼養豚がいるという地域だというふうに伺ってございます。

3ページに戻ってください、3ページに戻ります。

カナダの養豚場は、先ほどお話ししましたC P Eプログラムの3つの要素を全て満たし、国外向け輸出製品の加工と出荷が可能な、連邦政府認定のと畜場へ豚を出荷することが認められた農場と、各州の国内消費向け専用のと畜場にしか出荷が認められていない農場に分けることができるという形になってございます。家庭での消費を目的とした、いわゆる裏庭農場ですけれども、これらについては後者に含まれる形になってございまして、当該農場で生産された豚肉は一般の小売店では販売されないというふうになってございます。

商用農場のバイオセキュリティに関して、C P Cは基準を策定してございまして、C F I Aは、これを推奨される基準として公式に認定しています。遵守は飽くまでも推奨でありまして、法的な拘束力はありません。しかしながら、輸出可能な農場はC P Eプログラムへの登録が必須となってございますので、一定のバイオセキュリティ基準への適合が確認されています。また、豚への残飯給与というのは禁止されています。

動物衛生法に基づき、家畜豚を対象としたA S Fサーベイランスとして、A S Fの疑い事例の通報に基づくパッシブサーベイランスのほか、と畜場において、所定の異状所見が発見された個体について、A S F検査を行うアクティブサーベイランスが実施されています。

3 ページの半ば、下ですね。豚のトレーサビリティ制度でございます。

動物衛生規則に基づきまして、商用・非商用を問わず、イノシシ科の動物を取り扱う全ての農場、と畜場、生体市場等の施設は、当該施設が所在する州当局に固有の施設識別番号——P I Dと呼んでございますが——これを申請し、これを取得する必要がございます。加えて、農場内の豚舎には、豚舎ごとに豚舎識別番号が割り当てられてございます。

3 番目の2 パラ目でございます。生体の移動はP i g T R A C Eシステムで管理され、P i g T R A C EとP I Dの情報は連動して更新されております。C F I Aが管理する複数の家畜種の移動情報を統合して管理するデータベースに反映されているということになってございます。

3 パラ目でございます。生体の移動は基本的に群単位で実施されてございますが、輸入豚の移動及び繁殖豚の農場間移動には、耳標等による個体識別が必要という形になってございます。

4 ページ、4 番、と畜場、食肉処理施設でございます。

カナダでは、食品安全規則に基づきまして、全ての食品製造業者に対して、製品のトレーサビリティの確保義務を課しております。A S Fが発生した場合でも、処理時刻と豚舎識別番号から、当該発生農場等に由来する製品を迅速に特定することが可能となっております。

農場から、豚をと畜場やほかの農場に移動する際、獣医師による健康観察は義務づけられておりませんが、動物衛生及び動物福祉の観点から、農場従業員や輸送者等が生体輸送の前後に動物の健康確認を行い、異状がない旨を確認することが動物衛生規則で義務とされています。と畜場への出荷の際には、常在するC F I A獣医官、これらによる書類を確

認の上、と畜前後検査を行うこととされています。

4の最後のパラでございますが、輸出証明書は輸出要件を満たしていることについて確認された上で、CFIA獣医官によって発行されているということでございます。

続きまして、4ページ、半ば下でございますが、5、国境検疫措置でございます。

国境検疫は、CFIAとカナダ国境サービス庁——CBSAと申しますが——が連携して実施しています。

豚の生体の輸入検疫はCFIAが担当し、輸入される生体は検疫施設において、30日間以上隔離されることになっております。

5ページでございますが、旅客手荷物の検査・違反品収去の権限はCBSAが有しておりまして、入国審査時に、畜産物を含む輸入禁止品の所持状況の確認、それから商用貨物等の書類検査、探知犬による携帯品の探知を実施しています。

5ページ、半ばの6、ASFの診断機能でございます。

カナダ国内でのASF検査は、ナショナルのリファレンスラボラトリーであります国立海外動物疾病センター（NCFAD）及びNCFADが認定した州の6つの検査施設で実施されます。最終的な確定診断はNCFADが行います。検査の流れは、フランスなどと同様のものとなっております。

同じ5ページ、7番でございます。野生豚におけるASF対策です。

カナダは、寒冷な気候のため、元来野生イノシシの生息地ではなく、環境中に生息しているのは、農場から逃げ出した家畜豚や、かつて輸入されたユーラシアイノシシ及びこれらの交雑種で、野生豚、Wild pigと呼ばれています。野生豚は侵襲性外来種あるいは害獣とみなされ、CFIAは2032年までの撲滅を目指して、頭数削減計画を検討しています。

現時点では、州ごとにおける分布の違いがあることから、野生豚の狩猟・減数の管理は各州当局が担当しています。

国内の野生豚の分布を正確に推定できるデータはありませんが、州政府が独自に実施している調査や大学による研究結果から、主に比較的温暖な南部国境付近の特定地域に限られると考えられています。

この辺りから、6ページに移りますが、野生豚におけるASFサーベイランスとしては、捕獲した、あるいは死亡した野生豚について、ASFの疑いがある場合のみ、州当局による採材が実施され、認定された州レベルの検査施設で検査が実施されています。2023年3月時点までに、野生豚のASF疑い事例はなく、検査実績はないという報告を受けていま

す。

6 ページの 2 パラ目でございます。カナダ国内の野生豚で、A S F が確認された際の措置は、C F I A が現在策定している A S F 防疫指針に組み込まれており、野生豚で A S F が陽性となった場合には、C F I A により、少なくとも発生地から最低半径 50km の制限区域が設定され、野生豚及び家畜豚のサーベイランスが実施されるということになっていると聞いております。制限区域は、疫学調査の結果及びその状況を踏まえて、半径 20km、半径 10km と、段階的に縮小されるという形になっております。

なお、カナダにおいて、野生豚の食用利用は一般的でなく、野生豚をと畜場で処理することは法令で禁止されております。

6 ページ、半ばほど、家畜豚における A S F 発生時の対応でございます。

感染を疑う動物を発見した際の通報体制や発生時の対応等については、A S F 防疫指針に規定されています。

家畜豚で A S F を疑う症状が認められた際には、それを認識した飼養者、獣医師らは、直ちに C F I A 事務所へ通報する義務がございます。

一次検査で陰性と確認できなかった場合には、C F I A が制限区域、感染区域、I Z と彼らが呼んでいるものについては半径 3 km、制限区域、同じく R Z と呼ばれているものについては半径 10km を設定し、当該制限地域内における移動制限、豚の殺処分並びに疫学調査等を実施することとされてございます。

A S F 発生時の人員及び資材については、C F I A が確保、提供するという形になってございます。また、定期的な防疫演習の実施、家畜豚での発生を想定した A S F の早期に封じ込め体制を構築し、強化を図っています。また、法律に基づく殺処分については、相応の補償制度が整備されています。

以上が、カナダにおける A S F に対するリスク管理の概要となります。

以上の内容のうち、特に 7 番目、野生豚における A S F 対策の内容につきましては、家畜衛生部会で、冒頭お話ししましたように、幾つか御指摘を頂いてございます。具体的には、野生豚のサーベイランスについて体制は存在するが、検査の実績がないではないかといったこと。それから、発生の際に連邦政府と州政府との連携を含めたサーベイランス体制ということについて御指摘を頂いてございました。これについては、部会の開催後、カナダ側に伝達の上、聴取いたしました情報について、資料 2 - 2 で御説明させていただきたいと思っております。

資料２－２をお手元に御準備ください。

まず、１番は、今、背景でございまして、２番目が追加情報でございます。

まず、追加情報のうち、（１）健康な野生豚を対象とした遡りのサーベイランスの実施についてということでございます。

C F I Aは、2023年６月～９月にかけて、過去2015年～2023年にアルバータ州、サスカチュワン州及びマニトバ州の野生豚の駆除プログラムで採取されました、健康な野生豚の組織サンプルについて、N C F A DがリアルタイムP C R検査を実施しています。

その結果が、この表というところに示されてございます。表に示されているように、採取では、総計で360頭の野生豚から採取した……ちょっとダブリがございますけれども、複数のサンプルがある野生豚もございますが、全部で382の検体について検査を行い、全て陰性が確認されたという報告をカナダから受けてございます。

なお、野生豚の分布でございますけれども、カナダ政府といたしましては、群内で繁殖している野生豚群が確立されているのはアルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州の３州の一部の地域のみで、小規模な孤立した群れの存在がブリティッシュコロンビア州で確認されているとしておりまして、今回の検査実績にはこの３州が計上されたということで報告を受けてございます。

それから、（２）強化サーベイランス計画の策定についてでございます。

先ほどの資料２－１の説明の中で、捕獲した、あるいは死亡した野生豚でA S Fの疑いがあるものに対する既存のサーベイランスの枠組みが存在することを御説明いたしました。が、これに追加する形で、現在、カナダは強化サーベイランス計画を策定中であり、その施行予定日を2024年から2025年としています。

野生豚の強化サーベイランス計画の開発に当たっては、産業界、連邦政府及び州政府を含むワーキンググループが2023年に設立され、現在、作業が行われているというふうに伺っています。強化サーベイランス計画では、米国の野生豚サーベイランスに準拠して、リスクベースのアプローチを取る予定というふうに伺ってございます。

一方で、カナダ当局によると、カナダ国内での野生豚の生息は、米国と比較して、非常に少ないということから、A S F 検査基準を満たす検査数はかなり少なくなると予想されるというふうに伺っています。そのため、強化サーベイランスの一環として、各州の野生豚の駆除プログラムで捕獲された健康な野生豚から抽出して検査することを検討しているということで伺ってございます。

カナダから得られた追加情報は以上となります。

まとめますと、既存のサーベイランスの枠組みに基づく検査実績はない。一方で、遡りの形で、一定の検査実績が新たに積まれたという形になってございます。また、健康な野生豚も含めた、新たな強化サーベイランス計画が現在策定されているというところという2点を御報告申し上げました。

これらの情報を踏まえまして、本日は小委員会の先生方の専門的な見地から御意見を賜って、今後、さらなるカナダの評価を進めるに当たっての課題、こういうものを御見識を伺いたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○津田委員長 ありがとうございます。

この議題につきましては、リスク評価のための課題の整理ということですので、ゾーニング適用の適否について、本日、何らかの結論を出すということはありませんが、先ほどの事務局からの説明に対し、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特に、これからカナダについて、また調査を進めるに当たって、こういう点を重視したいということがあれば、御意見お願いします。ウェブの方も、もし質問あれば、挙手をお願いします。

○山本委員 じゃ、よろしいですか。

○津田委員長 はい、どうぞ、山本さん。

○山本委員 山本です。

カナダ、調査行ってまいりました。ヨーロッパの体制と比較をいたしますと、ちょっと狩猟対象としてのイノシシがきちんと位置づけられていなくてですね。趣味も含めて、日常的にイノシシを目当てに銃を振るっている人が余りいないということでございます。

今日の資料にも、最後の方にイノシシの食文化がないということがありましたけれども、食べる文化もないので、獲っても行き場がないんですね。化製場とかという国もありますけれども、それも大変お金の掛かる話で。結局、野生豚は少ないと言いながら、それを獲って、検査して、処分するという一連のフレームワークが見えてこないというのはカナダの現状です。

もう一つの問題は、カナダの海外病対策、いわゆる家畜伝染病対策については、地方政府ではなくて、CFIA、中央政府がやるんですね。ですので、実際に農場で異状が、通報がありましたという、何が起こるかという、州の現地の獣医官の方がすっ飛んでいって検査するんですが、その後、確定しましたとなった後の対応は全部国が直接やります。

今のイノシシ対策についても、基本的には海外病対策なので国のデューティーでして、じゃ、国が、例えば環境庁とかと連携をして、日本のように検査をするのかというと、そうともいなくて。実際にはその当てがないもんですから、今日の資料の取組の強化のところに書いてありますけれども、C F I Aが各州の地方政府及びそこでの野生動物管理の人たちとかと連携をしながら、体制を構築しようとしているところでして、それを見越したというか、それを目指した全国組織というか、全国的な取組の構築の段階かなというふうに思っています。

これがうまく行って、各県でそういう体制が構築されてワークするのか、実際に病気が起こる、あるいは起こるかもといったときに、じゃ、みんなで頑張ろうと言って、猟師さんが全国で100人ぐらい動いて捕獲をする、そういった体制に持ち込めるのかどうかは、今のところ、予断を許さないかなというふうに考えております。

彼らの情報からすると、今まさにその計画を立てているということですんで、これがどのような形で今のカナダの体制の中で実を結んでいくのかということを見極めながら、イノシシに対するカナダのアンテナを見極めていく必要があるんだろうと思っております。

事の問題は、結局、実際に危ない、あるいは一部で出たとなったときに、じゃ、それ、どこまで病気が波及しているのかというのが、地域主義適用の根幹なわけですし、今のところ、その部分について、カナダについてはちょっとアンテナが形成されていない状態じゃないかと。恐らく発生すれば、必死で体制を構築するんだと思うんですけれども。

そこは、畜産物を受け入れることについて検討する僕らの立場としては、今の段階ではオーケーと言うのは難しいわけで、今回のイノシシのサーベイランスの構築の様子を見るというのは、そういう意味で重要なパズルのピースの一つかなというふうに考えております。

あともう一つ、一方で農場なんですけれども、今日、説明の中で、カナダの農場については、1頭からも登録が義務づけられて、1頭でも飼っていれば農場の登録が義務づけられていて、トレサもあるということで説明がありました。

一方で、日本に輸出の可能性があるような、生産をしっかりとっていて輸出可能性があるような農場については、飼養管理の衛生レベルですね、あるいは動物福祉の観点からも、しっかり生産者団体を基軸とした基準がありますということなんです。そういう意味では、事が起こったときのバイオセキュリティー構築についても、ある程度期待することはできるかなと思っているんですが、そのレベルについては、やはりここもヨーロッパとは大き

な違いがありまして、ヨーロッパは豚熱の流行を経験していて、また、アフリカ豚熱も今まさに危険にさらされております。

何が起こったかという、農場の周りに、例えば全く森がないようなところじゃないと設置が認められないとか。あるいは、そもそも設置を認められないとか設置しちゃいけないとか、そういう形で、EUについて今日も輸出入の制限の取決めがないということがありましたけれども、相手国がへまをこいたら、ほかの国は迷惑するわけで、そういう厳しい問題意識の中で農場のバイオセキュリティについても二重フェンスを設けたりとか、かなり高いレベルでスタンダードができております。

一方で、北米についてはそういった経験がないものですから、実際には農場にはもちろんフェンスなんかないですし、踏み込み消毒であるとか長靴の交換であるとか、そういう、今日本で正にこれをおこなないと、CSF、ASF防げっこないよねという意識の元行っているような対策はまだまだできていません。それは、彼らがこれから痛い目を見ないと、多分難しいのかなというふうに思っています。

背景としては、そういう問題があれば、国を挙げてバイオセキュリティ基準を適用して、少なくともバックヤードじゃない農場についてはレベルアップする体制がカナダについてはあるんだろうと思うんですけども、現状においては、もしイノシシに入ってしまうと、本当に防げるのかなということについては、まだ現状については心配だと思いながら考えなきゃいけないわけで、それと加えて、イノシシの防疫体制について不安があるというのが現状かなと考えております。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございました。

○日高オブザーバー よろしいですか。今の話によると、フェンスとかそういうのは、カナダは結局ないということですね。

○山本委員 ないです。

○日高オブザーバー まだね。

○山本委員 あるところもあるのかもしれないんですけども、基本的には、まだ、いわゆる今日御紹介があったような、生産者団体が求める飼養管理の基準の中には入っていません。

○日高オブザーバー 基準の中にはですね。

○山本委員 はい。

○日高オブザーバー 今回の先生の話はそうなんですけれども、カナダの場合には、カナダの養豚協会が強いと思うんですよ。だから、さっきの3つのやつ、あれなんかも全て豚に輸出するための、これは文言ですよ。2番目に、先ほど松尾室長がおっしゃったけれども、バイオセキュリティがうんぬんと言ったけれども、結局、バイオセキュリティないと思うんですよ。ないと思うんですよと言ったら失礼ですけども。今の山本先生の話聞いても、要するに、結局フェンスもないし、日本みたいな飼養衛生管理基準もないと。なぜかという、やはり連中はこの養豚協会が——これは私たちの主観ですけどもね——養豚協会が強いから。この1、2、3番を養豚協会は決めていって、そして輸出する上で必要な事を重点的に、この1、2、3はやっているわけですよ。

ですから、やっぱりそこ辺りの問題があるということになってくると、もし、ASFが来たときに、野生豚の問題もそうだけれども、多分野生豚はマニトバ、オンタリオ、ケベック、この辺りにはいないと思うんですよ。ほとんどもう少し先のアルバータとサスカチュワンとマニトバかな、この国境沿いにいると思うんですけども。

ですから、そこ辺りの把握も、実際、カナダはしてないし、2032年には撲滅するという事で、先ほどサンプルのやつがありましたが、結局、これは9年で360頭ですよ。ということは1年で40頭ですよ。すると、残り9年でカナダは撲滅と言っているけれども、何頭いるかも分からんし、どこに生息しているかも分からない状況の問題をそういうふうに国が基準を決めていること自体が、やはり私たち、日本からすると、やっぱり危機管理がないと。こういう状態で、もしASFが発生したときに、じゃ、ゾーニングしてもいいのかということも疑問は出ると思うんですよ。

ですから、それと、私、家畜衛生部会で言ったんですけども、結局、カナダの養豚、豚というのは、アメリカに500万頭でしたっけ、行っているんですよ。多分、そんなにカナダからアメリカに行く豚たちが、しっかりした基準もないと思うんですけども。ですから、そういう意味でのカナダの、要するにアメリカに依存するし、養豚協会に依存するという状態がある今の段階では、もう少し、そこをバイオセキュリティをちゃんとしてもらって、野生豚に関する問題をもうちょっとちゃんとしてもらわないと、なかなかうまく行かないし。

結局、アメリカとの国境地帯に連中は豚をたくさん飼っているわけですよ。それは、小麦があるのとトウモロコシがあるからですよ。だから、そこ辺りもやっぱり関連性もあるから、アメリカとカナダというのは、ある程度、ここ辺りの問題というのは一緒に考

えていく必要性もあるのかなというのは感じますね。すみません、自分の意見ばかり言いまして。

○津田委員長 ありがとうございます。

今のバイオセキュリティの考えなんですけれども、基本的には対象が違うと思うんですよ。カナダの場合には、やはり外部からの病気の侵入というよりは、むしろS P Fを考えたときに豚の慢性疾病、これをいかに防ぐかという形の考え方ですから。日本でいうS P Fの考え方のバイオセキュリティということで構成されていると思うんですよね。ですから、外から入ってくる、野生動物のようなものに対するエクスターナルバイオセキュリティというものを前提にしたものではないので、恐らく組み方が違うと思うんですね。

ですから、私もさっき思ったんですけれども、カナダの豚に関しては、非常に肺炎も少ないし、病気自体が少ないんですよね。それは地の利はあるんですけれども、そういったことからすると、やっぱり外部から入ってくるということに対する認識というのは余りなくて、むしろ豚が持ち込む、それを持ち込まないようにするということのセキュリティの方に重点が置かれている方法だと思うんですね。

ですから、このアフリカ豚熱を考えた場合には、野生イノシシ、野生豚から持ち込まれるリスクというのを考えたバイオセキュリティがどのように構築されているか、あるいは、それがどのように守られているかということをやっぱりちょっと調べる必要はあるかなと思うんですね。恐らく対象が違うと思うんですね。カナダの今の養豚が恐らく想定している敵が。

もう一つは、今おっしゃったように、野生豚の生息域というのは隣の国とかぶさっていますので、そこら辺も含めて、やっぱりサーベイランスにしても撲滅計画にしても、やっぱりシンクロナイズしていただかないと、なかなか一国だけでは難しいと思うんで、そこら辺の状況と、それからお互いの国の協力関係、この辺も必要だということですかね。その辺りが、私として、今意見を聞いて、ちょっと考えてみたことです。

○日高オブザーバー やっぱりカナダのあの地帯というのは、結構観光地がいっぱいあるんですよね。となってくると、やっぱり観光客が落としていったものからA S Fに感染するリスクというのはやっぱりありますよね。豚じゃなくて、野生のものからうつるのは、やっぱり結構あると思うんですけれどもね。だから、そこ辺りをもう少し、せめて農場は囲ってほしいですね。

○津田委員長 その辺の事情もちょっと調べてもらったらいいですね。

ほかにございませんでしょうか。

○山本委員 よろしいですか。バイオセキュリティについては、ちょっと私もフェンスの話をしたんですけれども、問題の背景は正に津田委員長がおっしゃるとおりで、北米でのバイオセキュリティというのは農場間で病気が行き来することをいかに防ぐかなんですね。農場の外に病気がいるとは思ってはいないということで。これが、いつ改善するのかというと、やはり、彼らが野生動物に一般の病気があるという状態を経験しないと、やっぱりフェンスまでは難しいと思っています。

逆に、リスク評価の観点からは、カナダ、北米の場合には、野生動物に発生が生じた場合には、農場への侵入がある程度あるかもしれないねということを前提に評価していくしかないのかなというふうに思っています。

○津田委員長 ありがとうございます。

大体、そういったところが大きなポイントかなと思うんですけれども、ほかにございませんでしょうか。

國保先生、どうぞ。手短にお願いします。

○國保委員 ありがとうございます。

先ほども、ちょっとフランスの件でも議論にありましたけれども、将来的に、このカナダについてゾーニングを適用するという場合に、結局、どういう単位でやるべきなのかということも少しちょっと考えておいた方がいいのかなという気はしております。ちょっとやっぱり国土が広過ぎるし、州単位でやっていくということになかなかしにくいような状況もあろうかなというふうに思いまして、ということをやっとコメントしたいと思います。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 今、回答した方がよろしいですか。

○津田委員長 では、いいですか。

○松尾国際衛生対策室長 カナダについては、確かに州単位という考え方もあるかと思いますが、実際、昨年の家畜衛生部会、今日もそうですけれども、家畜衛生部会で御指摘を受けたことというのは非常に私も重く受け取っておりまして、ですから、今回も方向性を見たいという形でお伺いしてございます。

今日の明日にでも、すぐにカナダからあげたいというのではなくて、安全なものをあげるということは基本的な考え方としているので、まだ、カナダについてユニットを考えるのはちょっと難しいかなというふうに思っています。

それは、先ほど、幾つか御意見出ました。そもそもゾーニングをする範囲を決めるのに、サーベイランスがしっかりしていないじゃないかと。基本になるゾーンの絞り方がまずできないよね、分からない状況下ではという御意見もありましたし、実際、入ってから、水平伝播をする可能性がある、バイオセキュリティが低過ぎるのではないかという御意見もございました。そうすると、ゾーンは常に張り替えなければいけないという状況になりますので、こうした点も、もう少しカナダが今度どういうふうにやっていくかというのを聞き取りながら考えるものというふうに考えてございます。

以上です。

○津田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○長井委員 よろしいでしょうか。

○津田委員長 長井先生。

○長井委員 はい、長井です。

○津田委員長 どうぞ、お願いします。

○長井委員 カナダが、今回、我が国にゾーニングを要請したということですが、カナダくらいの大国ですと、いろいろとやっぱり輸出していると思うんですが、我が国に要請してきたような、そういったゾーニングの要請というのはほかの国にもしているということなんでしょうか。

○中島課長補佐 カナダはE UとA S Fに関する相互認証を行っていたりですとか、あとアメリカとは、先ほど日高先生等からもお話がありましたように、豚の移動が多く行われておりますので、アメリカとも相互認証協議というのを行っているというふうに聞いております。

○長井委員 ありがとうございます。

その際に、やはりいろいろと問題点が出てきて、大分、このバイオセキュリティが甘いというふうな話が出てきていますけれども、そういった指摘って、ほかの国からも受けていないということなんでしょうか。

○中島課長補佐 協議内容については、具体的には承知していませんけれども、ただ、

相互認証といいまして、日本とカナダは今相互認証ではなくて、日本が清浄地域を日本の方が指定するというような取組で、今協議を行っていますけれども、EUですとかアメリカとかについては、カナダの制限区域を大体そのまま受け入れるような、リスクを受け入れるような協議として成立しているように聞いておりますので、お互い輸出国として共同し合っているところがあるのではないかなというふうに考えております。

○長井委員 分かりました。立場が違うと。ありがとうございます。

○中島課長補佐 ありがとうございます。

○津田委員長 ほかにございますでしょうか。

○佐藤委員 今の皆さんの話を聞いてみると、やはり、新たに入れないところが問題になると思うんですね。だから、海外からどうやって入れない措置を取られているかという辺りが非常に知りたいところで、その辺りもちょっと調べていただければというふうに思います。どういう措置を取っているかとかですね。あとは、どういう経路で入る可能性があるのかとかですね。そこのところも調べていただきたいなと思います。

○松尾国際衛生対策室長 承知しました。そういう形で、また協議を進めていきたいと思っています。

○津田委員長 ありがとうございます。

今、出されましたような話を含めて、事務局の方にお願ひしますけれども、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問、御意見がないようでしたら、本件については、事務局において、今日の意見を踏まえて論点を整理し、追加の情報収集をした上で、情報が整った段階で、再度小委員会を開催するということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議事3、その他について、報告事項等あれば、事務局から説明をお願いいたします。

○加茂前課長補佐 動物衛生課の加茂前です。

資料3-3を御覧ください。一番後ろの資料でございます。

ランピースキン病についてです。

本件は、小委の皆様方への諮問事項ではございませんので、その他における御報告という形で概要を説明させていただきたいと考えてございます。

まず、ランピースキン病について、簡単に御説明いたします。

ポックスウイルスを原因としまして、皮膚の結節、発熱、泌乳量の低下等の多様な症状

を示す、牛と水牛の病気でございます。主にベクターによる機械的伝播により、感染が広がります。

症状は、不顕性のものから重篤なものまで様々ございまして、不顕性感染牛の移動が感染拡大の要因となることもあるとの報告がございします。

発症牛の早期発見、隔離、ワクチン接種等による対策が重要と報告されております。

もともと、本病はアフリカで流行していた疾病ですけれども、その後、中東や南ヨーロッパに拡大しまして、2019年、中国に侵入して、そこからアジアで感染が拡大しているという状況にありまして、2023年10月に、韓国で発生が確認されました。

日本においては、経済的被害状況や伝播力、予防法・治療法の有無、人への影響を考慮しまして、届出伝染病に規定されている疾病でございします。

WOAHのコード上は、骨格筋についてはSafe commoditiesとなっておりまして、乳製品につきましても、一般的な細菌処理がされている状態であれば、輸出入を問題なくできるとなっております。

防疫対策要領のポイントは、発症牛の隔離、同居牛のワクチン接種がまず第一になってきます。あとは、発症牛の移動の制限、出荷の自粛も併せて実施していくことになっております。そのほか、ベクター対策に加えまして、周辺農場におけるワクチン接種と、健康観察の徹底によって、早期に発症牛を見つけていくという対応が必要です。

ワクチン接種につきましては、原則、発生農場周辺20km以内の農場にワクチン接種を急ぎ対応していくということで整理をしたところです。

その下のワクチン接種の体制の構築イメージを御覧いただければと思うんですけれども、今現時点で左上の防疫対策要領、こちらが発出されている状況にありまして、あわせて、食品健康影響評価、こちらは食安委の方に今現時点で諮問している状況にあります。

ワクチンについては、現時点で承認されているワクチンがございませんので、海外から輸入して備蓄していくことと、あわせて、そのワクチンの承認の方も並行して進めていければと考えております。

最終的に承認を受けられた後につきましては、通常のワクチン接種体制ということで、現時点で行われている届出伝染病の対応と同じような形で整理していきたいと考えてございます。

傍系対策要領自体は、本年の1月23日に都道府県の知事宛てに発出しております。本要領につきましては、専門家等で構成されますランピースキン病の対策検討会を設置いたしまして、その場において御検討いただいたものでございます。

本検討会におきましては、本日御出席いただいております長井先生と山本先生に御参画いただきまして、特に長井先生におかれましては、委員長として本要領の取りまとめをしていただきましたので、この場で一言いただければと思います。長井先生、よろしくお願いいたします。

○長井委員 長井です。

一言ということで、ランピースキン病につきましては、我が国は発生していない病気ということで、検討会におきましては、法定伝染病への位置づけも検討すべきという意見とか、法定伝染病並の対策を講じるといった意見もあったんですけども、先ほど加茂前補佐から御説明があったとおりに、本病のコントロールはワクチン接種が重要であって、まずはワクチンを接種できる体制を構築すること、それからワクチンの接種方法を決めていくことを優先して、届出伝染病であるということを前提に整理をしたものでございます。

このワクチンが承認されるなどがありましたら、状況に応じてですね。それから、新しい知見とかが得られた場合においても、適宜、見直しを検討していくということを計画しております。

以上になります。

○津田委員長 ありがとうございました。

これは報告ですよ。よろしいでしょうか。

ちょっと、私の方からいいですかね、1つだけ。韓国の方でも、このランピースキン、出たと思うんですけども、当初、韓国は殺処分終わってましたよね。あれについて、韓国政府はどういうふうな評価をしているんでしょうか。

○加茂前課長補佐 韓国の国内では、当初、ワクチンを打っていない状態で発生があって、その段階では、委員長おっしゃられるとおり、農場の全頭殺を行っていたというところなんです。その後、ワクチンを輸入して、韓国内の牛、全頭に打つようになりまして、そのワクチン接種が完了した時点で全頭殺から部分殺に方針転換したと聞いています。

○津田委員長 法的には、殺処分の対象疾病とは外した。

○加茂前課長補佐 いえ、法的にはそのままの体系が維持されていると聞いていますけれども、ワクチン接種を完了したことによって、対応を変えたと聞いております。

○津田委員長 ありがとうございます。

ちょっと、私、質問しちゃいましたけれども、報告ということですので、よろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それでは、これで大体議事は終わったんですけれども、全体を通して、委員の皆さんから御意見、御質問等ありましたら、お願いします。ウェブの方からでも、何かございますでしょうか。

初めての先生もいらっしゃいますけれども、こういう形で小委員会進めておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、よろしいですかね。なければ、本日の議題は終了いたしましたので、ここで進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

○松尾国際衛生対策室長 津田委員長、ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたり、御議論を頂きまして、大変ありがとうございます。

ここで、消費・安全局審議官の熊谷から、御挨拶申し上げます。

○熊谷審議官 本日は、大変熱心な御議論をありがとうございました。また、御議論いただきました課題については、今回の本日の議論を踏まえまして、フランスについては、家畜衛生部会における報告を行った上で御審議いただきたいと思いますし、カナダについては、引き続き情報収集を務めてまいりたいと思います。

日本が学ぶべき点もある一方で、日本が優れている点もある状況になっております。これも、やはり口蹄疫の経験とか、あとCSFの経験、さらにはASFの脅威にさらされている中で、生産者の方々の御努力と、またそれを指導してこられた産業動物獣医師の方々、県の職員の方々のおかげとっております。

また、冒頭、局長から話があったとおり、アフリカ豚熱については、アジア地域では、正に全てが発生地域という状況になっておりますので、そういった意味では、侵入リスクが依然と高い状況になっておりますので、しっかりと水際対策、さらにはまたイノシシのサーベイランス等も取り組んでまいりたいと思っております。

また、鶏に目を向けますと、7例目が先週末に報告されるなど、まだシーズンの真ただ中でございます。引き続き、水際の対策、さらには飼養衛生管理の徹底ということで、家畜伝染病の発生予防と発生時の迅速な防疫措置が行えるように取り組んでまいりたいと思います。

また、委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導いただけますよう、お願い申し

上げまして、御礼と併せて、会の終わりの言葉にさせていただきます。本日はありがとうございました。

○松尾国際衛生対策室長 それでは、これをもちまして第95回牛豚等疾病小委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後 3 時 2 4 分 閉会